

10月
から

幼児教育・保育の無償化が始まります

10月から幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3歳～5歳のお子さんと0歳～2歳の住民税非課税世帯のお子さんの保育料等が無償となります。

認定区分を
確認しましょう

以下の「保育を必要とする事由」に該当しますか？

・就労 ・介護 ・求職活動 ・出産 ・疾病 など

はい

いいえ

利用施設は？

利用施設は？

・保育所
・認定こども園
(保育園部門)

・幼稚園と幼稚園
の預かり保育

・認可外保育施設
・幼稚園型一時預
かり など

・幼稚園
・認定こども園
(幼稚園部門)

3～5歳

必要な
認定

2号認定

無償

0～2歳

必要な
認定

3号認定

住民税非課税世帯
に限り無償

必要な
認定

新2号認定
または
新3号認定※1

幼稚園利用料（月
25,700円まで）に
加え月11,300円ま
で無償※2

必要な
認定

新2号認定
または
新3号認定※1

月37,000円まで
無償※3

必要な
認定

1号認定

無償（幼稚園は月
25,700円まで）

▶給食費や送迎費、行事費などの実費は保護者負担となります。

▶すでに必要な認定を受けている場合は、新たに認定を受ける必要はありません。

▶未就学児の児童発達支援、保育所等訪問支援などの利用料も無償となります。

※1 預かり保育や認可外施設などが無償となるためには、新たに認定を受ける必要があります。申請は施設を通じて行います。

※2 満3歳のお子さんは、3歳になってから最初の3月31日までは、住民税非課税世帯に限り月16,300円まで無償となります。

※3 0～2歳のお子さんは、住民税非課税世帯に限り月42,000円まで無償となります。